

公職選挙法の一部を改正する法律（案）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三百三十八条の三を削る。

第四百四十八条第一項中「（第三百三十八条の三の規定を除く。）」を削り、「掲載するの」を「掲載する」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「歪曲して」を「ゆがめて」に改める。

第五百五十一条の三中「（第三百三十八条の三の規定を除く。）」を削り、「行なう」を「行う」に改める。  
第二百四十二条の二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業法の一部改正）

3 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第二百四十二条の二」を削る。

## 理由

人気投票の経過又は結果の公表を解禁する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。